

# 日本打楽器協会会則

1. 名称 本協会の名称を、日本打楽器協会（Japan Percussion Association、略称JPA）と称す。
  2. 所在地 本協会の事務局を〒156-0053 東京都世田谷区桜2-11-43（百瀬和紀）に置く。
  3. 目的 この協会は、国内の打楽器演奏や教育指導、研究に携わる専門家や学生、さらには一般愛好家が一堂に集い、交流親睦を図ると共に、協会の様々な事業や研究を通じて知識教養の共有を図りつつ広く音楽文化普及、向上、発展に寄与する事を目的とする。
  4. 事業 本協会は前条の目的達成のため次の事業を随時実施する。
    - (1) 会報、音楽界ニュース。
    - (2) 研究資料、研究報告、文献、楽譜等の出版及びCD、音源等の収集。
    - (3) 音楽会、講習会の主催及びその後援。
    - (4) 各地講習会への講師の紹介等。
    - (5) コンクールの開催。
    - (6) 海外打楽器奏者、団体、個人との交流と、その招聘。
    - (7) その他、本協会の目的達成のために必要なすべての事業。
  5. 会員 本協会の趣旨に賛同し、規定の入会金、会費を納入した者を会員とし、次の基準を置く。
    - (1) A会員：一般
    - (2) B会員：大学院生、大学生、専門学校生
    - (3) 賛助会員：本協会の趣旨に賛同した個人、団体、及び企業等
      - ◆名誉会長：本協会に於いて会長として顕著で理事会に於いて推薦された者
      - ◆名誉会員：打楽器文化に功績があり、理事会より推薦された者。会費は徴収しない
- 退会 会員が死亡した時、自ら退会を届け出た時、協会の名誉を傷つけたり、損害を与えたりした場合、会員の資格を失う。

**6. 役員 本協会には次の役員を置く。**

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 2名
- (5) 常任理事 若干名

**7. 理事 本協会に若干名の理事を置く。**

**8. 監事 本協会には 1 名の監事を置く。**

**9. 任免 本協会の役員等の任免は下記の規定によって行なう。**

- (1) 役員は常任理事会により推薦されたA会員の中から総会出席者の過半数の信任を得て選出される。
- (2) 理事は常任理事会がA会員の中から委嘱し、会の円滑な運営を補佐する。
- (3) 役員及び監事の任期は2年とし、再選を妨げない。役員及び監事は、任期中の最終の会計年度に係る総会までその任にあたる。但し任期の途中にあっても、役員及び監事が自ら退任を申し出た場合は、総会出席者の過半数の賛成を得てその任を解くことができる。
- (4) 常任理事会は運営の円滑を計るため、事務局を設置する。
- (5) 関連企業の社員は、役員、理事に選出もしくは委嘱されない。
- (6) 監事は常任理事会より推薦された者の中から総会出席者の過半数の信任を得て選出される。

**10. 運営 本協会はA会員によって運営される。**

- (1) 総会：毎年1回一定時期に会長が招集する。会長は必要に応じて随時臨時総会を招集することができる。但し常任理事会は会長に対して総会の開催を要請することができる。
- (2) 常任理事会：会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事によって構成され必要に応じて随時開催する。
- (3) 事務局：会長に直属し、総会及び常任理事会の決定に基づき会務を執行する。
- (4) 監事：本協会の会計を監査する。

1 1. 会 計 本協会は会員の納入する会費、その他で運営される。

一旦納入された会費は理由のいかんにかかわらず一切返却しない。

(1) 会計年度：本協会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

(2) 決算：決算は、監事の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

附 記

(1) 本協会の運営の細目については、常任理事会が決定する。

(2) 会則及び規約の改正については、総会の席上で審議し、A会員の出席者の過半の賛成を必要とする。

(3) 本会則は昭和58年4月1日より効力が発生する。

(平成6年7月2日改正)

(平成18年4月21日改正)

(平成24年4月25日改正)

(令和3年3月31日改正)